

## 富良野市公式ホームページ広告募集要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富良野市広告掲載規程（平成20年1月21日訓令第2号、以下「規程」という。）及び富良野市広告取扱基準（平成20年1月21日 決裁、以下「基準」という。）の規定に基づき、富良野市（以下、「市」という。）の公式ホームページに掲載する広告の募集に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市公式ホームページ 市が管理するウェブページのことをいう。
- (2) バナー広告 市公式ホームページ内に表示される広告画像で、指定するウェブページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の規格及び位置)

第3条 市公式ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

2 広告の規格及び掲載位置は、次のとおりとする。

規格 大きさ 縦 50 ピクセル 横 170 ピクセル

掲載位置 市公式ホームページのトップページ下方、すべての掲載記事右方

### (広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1月以上とし、当該年度3月31日までの範囲内とする。

- 2 当該広告は第8条第2項による決定がされた翌月から掲載するものとする。
- 3 当該広告の掲載終了日は、第8条第2項による決定がされた期間の月の末日とし、広告掲載終了日の翌日の正午までに終了する。ただし、第11条の規定による場合はこの限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、広告掲載終了日が、富良野市の休日を定める条例（平成2年条例第16号）で定める日にあたる場合は、市長が別に定める。
- 5 上記の規定にかかわらず、広告枠に空きがあるときは、広告掲載の始期及び終期は、市長が別途定めることができる。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1 枠につき次のとおりとする。

- (1) 第7条の広告掲載の申込みをしたときに、市に事業所等を有するもの  
1月につき5,000円
- (2) 前号に定める以外のもの 1月につき10,000円

2 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、前項の広告掲載料を、原則として、納入通知書による指定の期日までに一括して納付するものとする。

(広告掲載の募集方法)

第6条 市長は、掲載する広告を募集するときは、市公式ホームページ、広報印刷物その他広報媒体を利用して、広告掲載を希望する者（以下「希望者」という。）を募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 希望者は、市長に、別記第1号様式の富良野市公式ホームページ広告掲載申込書の他、添付書類として市税等納税証明書及び営業証明書又は法人の登記簿謄本の写しを提出して、広告掲載を申し込むものとする。ただし、法人の添付書類にあつては、市が行う他の広告事業に同一事業年度内に提出済みの場合は、その旨を告知し提出を省略することができる。

- 2 希望者は、広告掲載を希望する月の前月までに前項の申込をしなければならない。
- 3 市長は、第1項の申込みがあつた場合で必要と認めるときは、申込者に対し、広告掲載に必要な資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の選定及び決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、申込みの内容が、規程及び基準並びにこの要綱（以下「規程等」という。）に適合するかどうかについて審査するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、掲載を希望する広告の数が募集している広告枠の数を超えた場合は、次の各号に掲げる順序により掲載する広告を決定する。この各号によつても順序が同じときは、選定方法は抽選によるものとする。ただし、あらかじめ、各ページの内容等に応じた選定順位を定めて応募した場合は、この限りでない。

- (1) 公共性の高い内容の広告
- (2) 市内に事業所を有するものの広告

(3) その他広告として掲載することが適当であると市長が認めた広告

3 市長は、前項の規定による選定の結果に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を別記第2号様式又は第3号様式により希望者に通知するものとする。

(広告掲載の承諾)

第9条 前条第3項の規定により、別記第2号様式を受けた広告主は、掲載内容及び条件等を記載した別記第4号様式の承諾書を市長に提出しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、市公式ホームページに掲載する広告原稿を自己の責任及び負担により作成し、市が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出があった広告原稿の内容が適当でないと認めるときは、必要な変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第11条 市長は、規程第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは広告掲載を一時中止することができる。

2 規程第10条第1項第4号のやむを得ない事由については、次の事由を含むものとする。

(1) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告主、広告の内容等が、規程等に抵触する事実が判明したとき。

(3) 前条の第2項の規定による変更の求めに応じないとき。

3 市長は、第1項の規定により広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは広告掲載を一時中止したときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

4 第1項の規定による広告掲載の取り消し等により広告主が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(広告掲載料の返還)

第12条 市長市長は、広告掲載の決定後、広告掲載の開始日の前日までに、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を全額返還するものとする。

- 2 市長は、広告掲載期間中に、広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲載することができなかつたときは、当該広告を掲載できなかつた期間が1ヵ月につき24時間未満の場合を除き、掲載できなかつた期間に応じて広告掲載料を返還するものとする。
- 3 前項の場合において、1ヵ月に満たない端数がある場合に、当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月数の掲載日数を基礎として日割りにより計算するものとし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により、市が市公式ホームページの全部又は一部の運営を一時的に停止した場合（ただし、一時停止の期間が48時間以内に限る。）は、その広告料を返還しないものとする。
  - (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
  - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
  - (3) 該当ページが編集中である場合
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月28日から施行する。

この要綱は、平成20年9月26日から改正する。

この要綱は、平成21年3月16日から改正する。

この要綱は、平成27年3月10日から改正する。

この要綱は、令和5年4月1日から改正する。

この要綱は、令和6年3月18日から改正する。